

京都市告示第 47 号

土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき、平成28年1月20日付け京都市告示第566号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域（平成28年7月8日付け京都市告示第227号、平成28年8月1日付け京都市告示第250号、平成28年9月9日付け京都市告示第288号及び平成28年12月6日付け京都市告示第435号により一部の指定を解除した区域を除く。）について、同条第4項の規定に基づき、次のとおり指定を解除します。

平成30年4月10日

京都市長 門川大作

1 指定を解除する区域

京都市上京区寺町通荒神口下る松蔭町131番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

(環境政策局環境企画部環境指導課)